令和4年 第2回 茨城県南水道企業団議会 定例会会議録

(令和4年7月28日)

茨城県南水道企業団議会

令和4年 第2回

茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和4年7月28日(木) 午後1時00分 開 会

議事日程

日程第1.会議録署名議員の指名

日程第2.会期決定の件

日 程 第 3. 議案第 1 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び 剰余金の処分について

> 報告第 1 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算 書の報告について

> 報告第 2 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書 の報告について

> 報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足 比率に関する報告について

日程第4.一般質問

| 出 | 席 | 議 | 員 | | 議長 | 8番 | 石 | 引 | —— 礼 | 穂 | 議員 | |
|-----------|------|-------|-------|-------|--------|----|----|---------------|---------|-----------|----|--|
| <u>р-</u> | /113 | H-1/2 | | | PIX PC | 1番 | 大 | 越 | 勇 | <u>→</u> | 議員 | |
| | | | | | | 2番 | 若 | 泉 | 昌 | 寿 | 議員 | |
| | | | | | | 3番 | 鈴 | 木 | 勝 | 利 | 議員 | |
| | | | | | | 4番 | 北 | 島 | | 登 | 議員 | |
| | | | | | | 5番 | 杉 | 森 | 弘 | 之 | 議員 | |
| | | | | | | 6番 | 柳 | 井 | 哲 | 也 | 議員 | |
| | | | | | | 9番 | 椎 | 塚 | 俊 | 裕 | 議員 | |
| | | | | | 1 | 0番 | 伊 | 藤 | 悦 | 子 | 議員 | |
| | | | | | 1 | 1番 | 根 | 岸 | 裕美 | 美子 | 議員 | |
| | | | | | 1 | 2番 | 岩 | 澤 | | 信 | 議員 | |
| | | | | | 1 | 3番 | 染 | 谷 | 和 | 博 | 議員 | |
| | | | | | 1 | 4番 | 佐 | 藤 | 隆 | 治 | 議員 | |
| 欠 | 席 | 議 | 員 | . , . | | 7番 | 久为 | ド原 | 孝 | 子 | 議員 | |

説明のための出席者

| 藤 | 井 | 信 | 吾 | 企 業 | 長 |
|----|---|---|---|------|----|
| 根 | 本 | 洋 | 治 | 副企業 | 長 |
| 佐々 | 木 | 喜 | 章 | 副企業 | 長 |
| 石 | 橋 | 大 | 輔 | 代表監查 | 委員 |
| 野 | 友 | 省 | 男 | 事務所 | 長 |
| Ш | 井 | 克 | 治 | 次 | 長 |
| 秋 | 田 | 浩 | 樹 | 次 | 長 |
| Щ | 下 | | 聡 | 経営企画 | 課長 |
| 腰 | 塚 | 信 | 行 | 業務課 | 長 |
| 本 | 多 | 裕 | 之 | 施設課 | 長 |
| Щ | 本 | 信 | 之 | 会計課 | 長 |
| 倉 | 島 | 正 | 彦 | 配水課 | 長 |

茨城県南水道企業団議会事務局

| 小 | 嶋 | 哲 | 夫 | 局 | 長 |
|---|-----|---|---|---|---|
| 平 | 野 | 恵 | 美 | 係 | 長 |
| Щ | 越 | 公 | 裕 | 書 | 記 |
| 小 | JII | 裕 | 大 | 書 | 記 |

令和4年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

議案第 1 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分に ついて

令和4年第2回茨城県南水道企業団議会定例会 議 案 質 疑

| 議員 | 質問の要旨 | | | | | |
|---------|---|--|--|--|--|--|
| 1 伊藤 悦子 | 1 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定 | | | | | |
| | 及び剰余金の処分について | | | | | |
| | (1)41ページ 営業外収益、補助金について | | | | | |
| | 補助率と備考に水道普及促進支援事業補助金とありますが具体的な | | | | | |
| | 使用内容について | | | | | |
| | (2)41ページ 給水収益、家事用料金について | | | | | |
| | 昨年より減少の理由をどうとらえますか | | | | | |
| | (3)42ページ 雑収益、その他雑収益について | | | | | |
| | 昨年より770万円増の内容について | | | | | |
| | (4) 令和3年度における、鉛管、石綿管の修繕の内容と残数につい | | | | | |
| | て、今後の取り組みについて | | | | | |
| 2 根岸裕美子 | 1 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定 | | | | | |
| | 及び剰余金の処分について | | | | | |
| | (1) 管路更新率低下の要因は | | | | | |
| | (2) 管路更新率低下に対する対策は | | | | | |
| | (3) 給水量減少の要因は | | | | | |
| | (4)動力費・薬品費の価格上昇の影響は | | | | | |
| | (5)受水費の価格動向は | | | | | |
| | ①値上げの予定はあるか | | | | | |
| | ②県水道との交渉の現状は | | | | | |
| 3 北島 登 | 1 議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定 | | | | | |
| | 及び剰余金の処分について | | | | | |
| | (1)決算書P1、収益的収支で営業費用から、営業外費用に | | | | | |
| | 20,144,771円流出しているが、その内容と理由は | | | | | |
| | (2)決算書P3、資本的収入の中の他会計負担金が計上されている | | | | | |
| | が、どこの会計でどういう負担金か | | | | | |
| | (3)決算書P51、固定資産明細書で建物の当年度減少額がOとなって | | | | | |
| | いるがなぜか | | | | | |
| | (4) 決算書 P 54、企業債明細書で利率を見ると2.10%から0.3%まで | | | | | |
| | ある。借り換えによって利子負担を軽減できないか | | | | | |

(5) 決算付属資料 P 1、貸借対照表内訳明細書で未収金が令和 2 年以前分が14,875,588円あるが、徴収のためにどのようなことをしているか。また、未収金を損金として消す条件は

一般質問

| 議員 | 質問の要旨 | | | | | |
|---------|--|--|--|--|--|--|
| 1 伊藤 悦子 | 1 高い水道料金の負担軽減のために | | | | | |
| | 高い水道料金の原因に浄水費の契約水量と使用量の差額が利用者負担に | | | | | |
| | なっていることです。契約水量を使用量の実態に合わせることについて | | | | | |
| | (1) 浄水費の契約水量と使用量の差について | | | | | |
| | 水量と金額について | | | | | |
| | (2) 契約水量の削減の取り組みについて | | | | | |
| | 令和5年度からの実施とその取り組みの状況について | | | | | |
| | 2 マンションなど共同住宅の水道料金について | | | | | |
| | (1)マンションなどで入居者が個別メーターの契約でなく、所有者が | | | | | |
| | 建物全体としての契約のため口径別の料金改正により入居者の水道 | | | | | |
| | | | | | | |
| | 料金が大幅に値上がったとの相談があります。構成自治体別に建物 全体で契約している実態数について | | | | | |
| | (2)現在口径が一般家庭の20ミリより大きな契約になっていれば基本 | | | | | |
| | 料金も従量料金も変わります。 | | | | | |
| | ①相談はありましたか | | | | | |
| | ②一般家庭としての料金の扱いについて | | | | | |
| 2 根岸裕美子 | 1 料金改定の影響について | | | | | |
| | (1) 利用者の反応は | | | | | |
| | (2)料金滞納の状況は | | | | | |
| | 2 次回料金改定に向けてのスケジュールについて | | | | | |
| | (1)協議会・審議会などの設置予定は | | | | | |
| 3 北島 登 | 1 水道料金値上げの反響について | | | | | |
| | (1) 市民からの意見、クレームなどどのようなものがあったか | | | | | |
| | (2) 物価高騰のなか水道までもが値上げ。市民の生活、事業者は苦し | | | | | |
| | んでいる。対策として一時的に値下げし、負担軽減する考えはある | | | | | |
| | カュ | | | | | |
| | 2 「茨城県水道ビジョン」が県南水道企業団に与える影響について | | | | | |
| | (1)広域連携(1県1事業者)という方針をどうとらえるか | | | | | |
| | ①統合に向けての研究会の開催状況と内容 | | | | | |

午後 1時00分 開 会

〇石引礼穂 議長

ただいまから、令和4年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。 ただいまの出席議員数13名、7番、久米原孝子議員より欠席の通告があります。 定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

〇石引礼穂 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、14番、佐藤隆治議員、1番、大越 勇一議員、両名を指名します。

◇日程第2 会期決定の件

〇石引礼穂 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

〇石引礼穂 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日限りと決定します。

◇日程第3 議案第1号、報告第1号~報告第3号

〇石引礼穂 議長

日程第3、議案第1号及び報告第1号から報告第3号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

〇藤井信吾 企業長

本日は、令和4年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御参集いただき、御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、一言御挨拶申し上げます。

初めに、昨年度の議会において議決を賜りました水道料金の改定につきまして、改定よ

り4か月が経過をいたしております。この間、料金改定に伴うシステムの切替えや収納に おける事務等に関するトラブルもなく推移しておりますことを御報告申し上げます。

料金改定の主な理由となります水道施設の耐震化及び老朽施設の更新について、先日の 石川県におけます震度6弱の地震による被害のニュースを見ますと、改めまして災害に対 する事前の備えが重要であることを再認識したところでございます。

今後も、この施設の耐震化及び更新につきましては、水道利用者の皆様に対し、安全で 安心な水を常に安定して供給しなければならない水道事業の本旨に基づき、鋭意取り組ん でまいります。

さて、本定例会に上程をいたしました案件は、議案1件、報告3件の計4件でございます。

それでは、各案件の概要を御説明します。

まず、議案第1号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は11万759戸となり、前年度末より1,237戸の増となりました。給水人口は24万978人で、普及率は85.50%となっております。年間総給水量については2,565万4,448立方メートルで、前年度より35万9,577立方メートルの減となりました。有収率につきましては92.40%で、前年度より0.29ポイントの増となりました。

次に、財務の決算状況について申し上げます。まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込額で61億6,100万4,566円、総費用については税込額で56 億8,759万8,028円となり、税抜きでの損益は26g,800万g,222円の純利益となっております。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収支ともに税込額で、収入は10億6,494万2,462円、支出については21億3,283万7,405円となっており、翌年度への繰越し工事資金451万2,000円を除く資本的収入額が資本的支出額に不足する額10億7,240万6,943円は、過年度分損益勘定留保資金8億3,446万8,712円、繰越し工事資金110万6,235円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億3,683万1,996円で補填いたしております。

次に、剰余金の処分案についてであります。未処分利益剰余金2億9,800万7,222円につきましては、全額を資本金へ組入れするものであります。

次に、報告第1号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書についてであります。

これは、戸頭配水場1系ポンプ電気機械設備更新工事を目的とした建設改良費の予算6,550万2,000円を、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条同項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第2号は、令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書につ

いてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等41件で19億6,345万500円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率 に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和3年度茨城県南水道企業団資金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

以上が、本定例会に上程いたしました各案件の概要であります。慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

〇石引礼穂 議長

提案理由の説明が終わりました。

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から 審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

〇石橋大輔 代表監査委員

それでは、審査の概要についてお話をいたします。

令和4年6月1日水曜日、茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室におきまして、 審査のほうを行いました。

審査の結果でございますが、審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政 状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

総括事項といたしまして、当企業団の収支状況は、総収益が56億4,112万2,386円に対し、 総費用は53億4,311万5,164円であり、2億9,800万7,222円の純利益が生じているが、前年 度と比較すると9,843万4,001円の減益となっている。

さらに、現金を伴わない利益である長期前受金戻入4億514万7,670円、控除後の数値に おいては1億714万448円の純損失となる。

収入については、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収まらない中ではあるが、日常生活や社会経済活動等の規制が緩和されたことにより、団体用料金が1,283万3,900円の増、営業用料金が517万3,370円の増となる一方、家事用料金は5,586万8,400円の減となるなど、給水収益全体としては3,605万1,260円の減となっている。

給水収益以外においては、補助金等で取得した固定資産の除却が少なかったことに起因して、長期前受金戻入が4,071万780円の減となるなど、総収益としては7,385万244円の減

となっている。

支出については、令和2年度に若柴配水場更新工事が竣工したことで、減価償却費が2億385万9,057円の増となり、その影響もあって維持修繕に係る事業を先送りせざるを得ず、その結果、修繕費が1億3,463万5,874円の減となった。

また、その他の費用については、多くの配水管布設替工事が翌年度へ繰越しになったこと等により、固定資産除却費が5,399万3,835円の減、年間総給水量の減少に伴って受水費が1,604万6,613円の減となる一方、各配水場の耐震診断業務等により委託料が1,451万3,983円の増となるなど、総費用としては2,458万3,757円の増となっている。

財務状況については、主要な財務指標を見ると、短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は496.0%、前年度は445.7%でございました、と引き続き増加しており、前金払いした配水管布設替工事の繰越しによる影響もあるが、類似団体の平均を大きく上回り、支払い能力に問題はないと判断できる。

一方、収益性を示す指標については、営業収支比率が引き続き100%を下回るなど悪化 している状況ではあるが、令和4年度に水道料金改定を実施することによる給水収益の増 加が見込まれるため、改善が期待される。

経営指標については、老朽化の状況に関する指標を見ると、配水管布設替工事の繰越しの影響により、更新した管路延長の割合を示す管路更新率が0.43ポイント減の0.60%となっている。また、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は1.01ポイント増の23.33%となり、更新を上回る速度で老朽化が進行している。

供給単価と給水原価の状況については、供給単価は204円83銭、前年度は204円16銭でございました、と67銭の微増。給水原価は208円26銭、前年度は203円33銭でございました、と4円93銭の大幅増となったことにより、料金回収率は98.35%と100%を下回り、給水原価が水道料金収入で賄われていない状態が生じております。

給水原価の大幅増の要因としては、経常費用の増加及び有収水量が減少したことが挙げられる。令和4年度においては、水道料金改定による給水収益の増加により、供給単価が改善され、給水原価が供給単価を上回る逆ざや現象は改善される見込みとなっております。 審査意見について、引き続き申し述べます。

供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を料金収入で賄えていない状況となっており、会計制度改正後の算定式で初めて原価割れの状態が生じている。令和4年度においては、水道料金改定による料金回収率の改善が見込まれるが、安全、安心な水を安定して利用者へ供給するためにも、引き続き適正な事業運営を努められたい。

水道事業の効率性を示す有収率については92.40%と前年より0.29ポイント上昇しており、ほかの事業体と比較しても非常に良好な水準となっている。今後も現状の水準を維持できるよう、引き続き漏水対策及び水質管理体制の強化に努められたい。

平成29年度から継続的に多額の起債を行っていることから、企業債残高は68億6,320万

367円と年々増加している。施設更新に係る財源が不足している現状においては、不足する財源を補うために企業債を活用していくことが必要だが、このような状況が続いていけば、企業債償還元金及び支払い利息の支出が今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想される。したがって、企業債については、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、計画的な活用を図られたい。

給水区域内人口は既に減少傾向を示しており、今後はさらなる人口減少を要因とした水 需要減少が見込まれていることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増している。こ のような厳しい事業環境の中ではあるが、施設更新の遅れは喫緊の課題であるため、計画 的に取り組んでいくことで老朽化した施設の更新及び耐震化を推進し、かつ、経費削減に 努めるよう必要な施策を講じられたい。

入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で93%であった。今後においても、入札契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。以上でございます。

〇石引礼穂 議長

暫時休憩します。

石橋監査委員は、ここで所用のため退席されます。

休 憩 午後1時16分

再 開 午後1時16分

〇石引礼穂 議長

会議を再開します。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

〇10番(伊藤悦子 議員)

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、質疑を行います。

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分 についてです。

1点目、41ページ、営業外収益の補助金、その他補助金の備考に水道普及促進支援事業補助金とありますが、この補助率と具体的な使用方法について伺います。

2点目、同じ41ページ、給水収益、家事用料金について、昨年より給水栓は増加していますが、使用量は減少しています。この減少の理由をどのように捉えますか。

3点目、雑収益のその他雑収益は、昨年より770万円増です。その内容について。

最後4点目、令和3年度における鉛管、石綿管の修繕の内容と残数、今後の取組についてお伺いをいたします。以上です。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道普及促進支援事業補助金についてでありますが、令和3年度から、茨城県は水道普及率の向上を図るため、各水道事業体の加入促進事業の経費に対して、生活用水の新規加入に限り、1件最大3万円の補助を行うことといたしました。令和3年度は、現在、企業団が行っている給水加入金の5,000円軽減措置が補助事業の対象となりますが、茨城県の事業説明会の遅れなどにより、満額支給とはなりませんでした。

次に、補助率と具体的な使用内容についてでありますが、補助率は31.9%で、補助額は111万7,000円でした。具体的な使用内容については、加入金の性質を踏まえ、配水管の減価償却費に充当いたしました。

次に、家事用料金が昨年より減少の理由についてでありますが、まず、令和2年度については、コロナ禍の影響により行動自粛要請が生活スタイルを大きく変化させ、在宅勤務、自宅での食事、また感染予防対策でのうがい、手洗い等の定着などが要因となり、家事用料金の大幅な増加となりました。

しかし、令和3年度においては、うがい、手洗い等は継続的に行われていると思われますが、行動自粛要請の緩和により外出機会が増えたことにより、家事用料金の減少につながったと考えております。

次に、令和3年度決算におけるその他雑収益が昨年度と比較して増加している内容についてでありますが、主な要因といたしましては、まず、量水器の売却が、昨年度と比較して約375万円の増となる約847万円となっております。こちらは、世界情勢の変化に伴い量水器の素材である銅などの買取り相場が高騰していることによる増加となっております。

次に、請負契約解除等に伴う破産配当金が約192万となっております。こちらは、令和元年度において破産管財人に請求した金額の一部が配当金として振り込まれたものであり、令和2年度決算においては計上がないものであります。

最後に、下水道工事に伴う上水道布設替工事に関する物件移設補償費の事務費が、昨年度と比較して約178万円増加となり、約318万円となっております。

次に、令和3年度決算における鉛給水管及び石綿管の改修内容と残数、また今後の取組 についてでありますが、まず、鉛給水管につきましては391件の取替工事を行い、残存件 数は5,440件であります。また、石綿管につきましては4,931メートルの布設替工事を行い、 残存距離は3万8,697メートルであります。 今後の計画につきましては、平成31年3月に策定された経営戦略プランに基づき、年間目標として、鉛給水管取替工事を約500件、石綿管布設替工事を約5,000メートルを計画しております。以上になります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

< 1 1 番、根岸裕美子議員 登壇>

〇11番(根岸裕美子 議員)

根岸裕美子です。議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定 及び剰余金の処分について、質疑をいたします。

まず1点目、決算附属書類19ページに記載されています管路更新率は、配水管布設替工事の繰越しが多かったことが影響し、前年度比0.43ポイント減の0.6%となっていますという点について、管路更新率低下の要因をお伺いします。

そして2点目、その管路更新率低下に対し、既に令和4年度も四半期過ぎまして、どのように対策をされているのか、お伺いします。

3点目、給水量が前年度より35万9,577立方メートルの減となっています。この要因を お伺いいたします。

4点目、コロナ禍のグローバル経済の停滞に加え、ウクライナ問題が影響し、動力費、 薬品費の価格上昇は想定をはるかに超えてきていると考えます。令和3年度の決算にどの 程度その影響があるか、お伺いします。

5点目、受水費の価格動向についてお伺いします。

まず①として、何といっても総費用の半分を占める受水費の価格変動は、一番収益に影響します。動力費、薬品費の価格上昇が必至の中、受水費の価格設定にも影響してくると思われますが、値上げの予定があるかどうか、お伺いいたします。

そして2点目として、受水費に関して、県水道とのこれまでの交渉の現状をお伺いします。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。秋田浩樹次長。

<秋田浩樹次長 登壇>

〇秋田浩樹 次長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、管路更新率低下の要因についてでありますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、受注業者のコロナ感染による現場の一時中断、企業団内部におきましても、感染や 濃厚接触による自宅待機等の業務執行体制の縮小により関係機関との協議が長引いたこと が大きく影響しております。

また、鋳鉄管塗料メーカーによる承認されていない塗料使用により、日本水道協会からの材料出荷停止を受け、現場を一時中断せざるを得なかったことも要因の一つとなっております。

これらの影響を受け、工事の着工及び進捗が遅れ、年度内に竣工ができず繰越し工事が 多くなったことが、管路更新率低下の大きな要因となっております。

今後の管路更新率低下に対する対策につきましては、令和3年度の教訓を生かし、工事 発注時期を1か月程度早め、工事ごとのボリュームも十分に精査した上で、上半期発注工 事は年度内竣工を目指し、目標の更新率を達成するよう努めてまいります。

次に、給水量減少の要因についてでありますが、給水量が減少した内訳のうち、その約7割を家事用の使用水量が占めております。令和2年度の家事用の使用水量につきましては、先ほど伊藤議員の御質問に御答弁いたしましたとおり、コロナ禍の影響で水道使用者の方が在宅の機会が多く、例年に比べ家庭内で使用される水の量が多かったものと推測され、令和3年度は、その行動自粛の要請が緩和されたことが給水量が減少の主な要因となっているものと考えております。

次に、動力費と薬品費の価格上昇の影響についてでありますが、初めに、動力費について御説明いたします。

令和3年度における電力使用量につきましては、令和2年度と比較して約13万キロワットアワー減少しておりますが、電力事業者が発電時に使用する燃料の価格変動が反映される燃料費調整単価が令和3年度から上昇傾向にあり、1年間の平均単価で比較しますと1.7円上昇しているため、動力費としては約126万円の増加となっております。

電力使用量につきましては、前年度から大きく減少しておりますが、さらに遡って、5年前の平成28年度と比較しますと約40万キロワットアワー減少しており、近年取り組んでいる老朽化設備の更新に伴い、効率的な運用が可能となったことが影響していると考えております。

次に、薬品費についてでありますが、令和3年度における次亜塩素酸ナトリウムの購入量が令和2年度と比較して約8,800リットル増加していることに加え、契約しているリットル当たりの小売単価が82円から86円と4円上昇したことが要因となり、薬品費としては約104万円の増加となっております。

これらの物価上昇による影響につきましては、令和4年度に入り、さらに大きくなっており、燃料調整単価は毎月上昇が続き、直近7月の単価が1年前と比較して約7円も上昇し、次亜塩素酸ナトリウムのリットル当たりの購入単価は99円と、前年度から13円も上昇している現状にあります。

今後につきましては、物価上昇がさらに加速する可能性もありますので、動向を注視してまいりますが、企業団で行える対策といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、

電力使用量を少しでも引き下げられるよう、引き続き計画的な老朽化設備の更新に努めて まいります。

次に、受水費料金の動向についてでありますが、まず、今後の値上げの可能性について お答えします。

令和2年度に、県企業局の県南西広域水道用水供給事業の統合同意条件は、統合後10年間は、県南広域、県西広域ともに現行料金を据え置くとし、10年経過後につきましても、 県南西統合を理由とした料金の統一は行わないとされております。

しかしながら、水道料金につきましては、水道法により、おおむね3年から5年の収支 予測に基づき、財政収支の均衡が取れる水準としなければならないものとされております ので、10年経過後につきましては、我々末端給水事業者同様、用水供給事業者である県企 業局の料金が改定される可能性は否定できません。

なお、県企業局におきましては、3年ごとに将来予測の見直しをしており、それに基づいた料金算定を行うこととしておりますが、今年度は前回算定期間における最終年度に当たることから、今年秋頃に令和5年度から7年度の推計に基づく料金水準が示される予定となっております。

次に、県水道との交渉の現状についてでありますが、今年度も旧県南広域用水供給事業8団体で、要望書を10月上旬に県企業局長及び県知事に対し提出する予定となっております。また、当企業団単独の要望も同様の時期に提出する予定であります。今後も引き続き、県に対して要望活動は継続してまいりたいと考えております。以上であります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

〇4番(北島 登 議員)

日本共産党、北島 登です。通告に従って、質問を行います。

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分 についてです。

まず、決算書の1ページ、収益的収支で、営業費用から営業外費用に2,014万4,771円流用されています。予算流用は、安易に行うべきではないというふうに思いますが、今回の流用は、どのような内容とどのような理由で流用したのでしょうか。

2点目に、決算書の第3ページ、資本的収入の中の他会計負担金が計上されていますが、 どこの会計でどういう内容の負担金なのか御説明願います。

決算書51ページ、固定資産明細書で建物の当年度減少額がゼロとなっているのはなぜか。 建物の額、残存価格を示すのかどうかなんですが、残存価値だった場合は減価償却分が毎 年減っていくはずなんですが、そこがちょっと会計に詳しくないのでよく分からないので 説明をお願いいたします。

4点目、決算書54ページ、企業債明細書で企業債の利率を見ると2.1%から0.3%までありますが、借換えによって利子負担を軽減することはできないのでしょうか。できない場合は、その理由を教えてください。

5点目、決算附属資料の1ページ、貸借対照表内訳明細書で、未収金が令和2年以前分が1,487万5,588円ありますが、この徴収のためにどのようなことをしているのか。また、この未収金を損金計上して相殺する、そういう処理が行われていると思うんですが、その条件をどのように定められているのか御説明ください。以上です。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、予算書1ページ目、営業費用から営業外費用への流用についてでありますが、 流用の内容につきましては、令和3年度における消費税の納付額である2,200万8,700円を 支出するためのものであります。

令和3年度予算編成時においては、消費税の還付を見込んでおりました。しかしながら、 先ほど根岸議員の御質問で申し上げましたとおり、想定よりも繰越し工事が多くなったこ とに伴った仮払消費税の減少により、予算に計上していなかった消費税の納付が発生して しまったことが予算流用の理由であります。

次に、決算書3ページ、資本的収入の中の他会計負担金が計上されているが、どこの会計でどういう負担金かについてでありますが、令和3年度負担金の決算額は5,433万9,472円になります。その内容は、消火栓設置負担金と配水管移設補償費となっております。

各地区の会計別に内訳を説明いたしますと、取手市の一般会計から消火栓設置負担金1件、142万5,000円、取手地方広域下水道組合から配水管移設補償費14件、4,258万1,184円、牛久市の一般会計からは消火栓設置負担金4件、199万円、特別会計からは配水管移設補償費4件、645万5,288円、龍ケ崎の一般会計からは消火栓設置負担金1件、51万円、利根町の一般会計からは消火栓設置負担金1件、143万円となっております。

次に、固定資産明細書で建物の当年度減少額がゼロとなっているのはなぜかについてでありますが、まず、固定資産明細書について御説明いたします。

固定資産明細書は、貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳であり、有形固定資産の表で項目別に説明しますと、資産の資料は、貸借対照表に掲げる資産科目を種類別に記載しております。年度当初現在高は年度当初における資産の不足額を、当年度増加額は年度中に新たに取得した資産の額を、当年度減少額は、年度中に資産を売却、除却等をし

たことにより減少した不足額を、年度末現在高は、これらの結果によって生じた年度末に おける資産の額を表しております。

また、減価償却累計額当年度増加額は年度中の減価償却した額を、当年度減少額は資産の除却に伴い減額した減価償却累計額を、累計は前年度減価償却累計額にこれらを加減した額を表しております。

さらに、年度未償却未済高は、年度末における帳簿価格を表しており、決算書13ページ の貸借対照表上の固定資産の額とそれぞれ一致しております。

以上のことを御理解いただいた上で、御質問の建物の当年度減少額がゼロなっているのはなぜかについてでありますが、令和3年度は建物で除却した当該物件がなかったため、ゼロとなっております。

次に、企業債につきまして、借換えによって利子負担を軽減できないかについてでありますが、繰上償還を行う場合には、借入れ団体から将来支払う予定の利子相当額を補償金として支払う必要があります。過去には、金利5%以上について補償金を免除していただける制度がありましたので、企業団もその制度を活用し、該当するものについては繰上償還を行いました。しかし、現在、繰上償還を行うには補償金が必要となっており、補償金のほかに借換えによる利子も合わせますと、支払額はむしろ増加してしまいますので、現状では借換えによる利子負担の軽減はできないと考えております。

次に、未収金徴収のためにどのようなことをしているのかについてでありますが、毎月の定例請求後、未納の場合には督促書、停水予告納付書発行後、期日までに支払いがない場合は、給水停止により徴収をしております。未収金の大部分は、無届の転居及び外国人労働者の帰国、給水区域外への転居による使用中止時の精算分料金になります。

なお、令和2年度からは、給水区域外への転居後の未納者に対しては、弁護士事務所と 契約し、催告書での請求を行い、未収金の減額に努めております。しかしながら、5年を 経過してもなお未収であるものにつきましては、企業団会計規程第26条に基づく時効によ る債権消滅とし、毎月、不納欠損処理を行っております。以上であります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

これで提出議案の質疑は全部終了しました。

これから討論を行います。

まず、反対の方の発言を許します。

反対の方ありませんか。

では、4番北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

〇4番(北島 登 議員)

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分 についての反対討論を行います。

新型コロナ感染症が猛威を振るい、市民生活は大変な減収あるいは失業など、大きな打撃を受けています。第6波の後、小康を得るかと思いましたが、今、第7波が急速に広がりを見せている状況で、過去最高の新規感染者数を更新しています。こうした下で、燃料、食料など、生活必需品の物価高騰が巻き起こっています。それに加えて、水道料金の値上げが実施されました。

市民の負担を軽減させるための施策を求めましたが、県南水道企業団は、水道料金納入の猶予のみの実施でした。公営企業である当企業団の事業は、生活には欠かせない水を安全、安心で安く供給することが使命です。コロナ禍、物価高騰で営業が大変な事業者、減収となった家庭や低所得者、生活困難者への水道料金減額への取組を求めて、反対討論といたします。

〇石引礼穂 議長

ほかに反対の方ありませんか。

<発言する者なし>

〇石引礼穂 議長

では次に、賛成の方の発言を許します。

賛成の方はいらっしゃいますか。

<発言する者なし>

〇石引礼穂 議長

これで討論を終わります。

◇採決

〇石引礼穂 議長

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分 については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

〇石引礼穂 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり認定しました。

◇日程第4 一般質問

〇石引礼穂 議長

日程第4、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

〇10番(伊藤悦子 議員)

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、高い水道料金の負担軽減のためにです。

高い水道料金の原因は、県に払う浄水費の契約水量と実際に使っている使用水量の差が利用者負担になっていることです。現在、契約水量は利用者が使う使用水量より多く、利用者から見れば、使っていない水の分まで県に浄水費で払っています。利用者の皆さんから、納得できないとの声があります。

この問題、何度も取り上げていますが、水道料金の負担軽減は、契約水量を使用水量の 実態に合わせることです。現在、コロナ禍の中で収入は減り、さらに物価高騰が生活を圧 迫しています。生活必需品ほど値上がりしているのが実態です。この先、まだ値上げは続 きそうです。

こうしたことで、この4月から公共料金である水道料金は約23%の値上げです。利用者の方から、使用料金を見て驚いた、これ以上どう生活費を切り詰めればいいのか困っていると言っています。

旧県西広域との統合で契約水量の変更があると言いますが、令和4年度は行われていません。来年度からでも行うべきです。契約水量を使用量の実態に合わせることについて、 お聞きいたします。

1点目は、令和3年度における浄水費の契約水量と使用量の差について、水量と金額についてお聞きをいたします。

2点目は、契約水量削減の取組についてです。令和2年度の議会で、旧県西地区へ来年度より融通を実施するとの御答弁もありました。令和5年度からの実施と取組の状況をお聞きいたします。

次は、マンションなど共同住宅についての水道料金についてです。マンションなど共同住宅で、入居者が個別メーターではなく、所有者が建物全体としての大きいメーターを設置して、所有者が各戸に使用分を割り振っているマンションがあります。現在、1棟14世帯入居のマンションで、口径別の料金の改定によって、水道料金が平均23%の値上げが倍以上になったと入居者からの相談があります。

1点目は、こうした建物全体で契約をしている実態数について、構成自治体ごとに件数についてお聞きをいたします。

2点目です。このことなんですけれども、利用者からの相談があったかどうか。そしてまた、相談者が入居しているマンションは口径30ミリと分かりましたが、基本料金も20ミリと比較すると2,607円も高くなっています。また、従量料金は使用量が6段階ありだんだん高くなっています。平均一般家庭が、県南水道の試算で、ホームページにも載ってい

ますが、16立方使ったところでは、20ミリ管で3,608円です。これを一つのメーターで試算することを考えますと、1軒で16立方使っていますから、14軒で224立方を使ったことになりますが、この料金が8万8,715円になります。1軒当たりにすると6,336円です。これを比較しますと、20ミリで契約している人の料金の約1.7倍になります。利用者は、たまったものではありません。救済のために、家庭用利用者の口径利用料の20ミリでの料金計算を求めますが、いかがでしょうか。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。川井克治次長。

<川井克治次長 登壇>

〇川井克治 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、浄水費の契約水量と使用量の差についてでありますが、現在の県との契約水量は9万375立方メートルであります。契約水量の基準となる1日最大給水量で相当額を算出いたしますと、当企業団の令和3年度決算における1日最大給水量は7万9,487立方メートルとなっており、契約水量との差が1万888立方メートル生じております。現行の基本料金が1立方メートル当たり1,290円となっておりますので、その相当額は約1億6,800万円となります。

次に、契約水量の削減の取組についてでありますが、これまで御説明してまいりましたとおり、令和2年度における県企業局の県南西広域水道用水供給事業統合に伴う契約水量の減量に関しまして、当企業団の契約水量は、遅くとも令和12年度までに6,800立方メートルを減量するものとし、この時期を令和9年度へ前倒しすることを目指すということが示されております。

また、施設整備の進捗状況により一部融通が可能となれば、順次減量を行うこととされておりますが、この一部減量の開始時期につきましては、令和5年度もしくは令和6年度を目指すということが示されています。

現在の状況といたしましては、県企業局の施設整備に関わる大まかなスケジュールが示されており、この中で旧県南広域から旧県西広域への連絡管の整備につきましては、令和5年度中の完成が予定されています。

しかしながら、県西広域内の管網整備やポンプなどの機械設備の整備につきましては、 さらに時間を要するということが示されており、また各受水団体の施設整備の進捗状況も 影響してまいりますので、具体的な水融通実施の時期につきましては、いまだ明確に示さ れておりません。

したがいまして、引き続き今後の県の動向を注視しながら、早期の水融通を実現できるよう求めてまいります。

次に、マンションなど共同住宅において建物全体を一つのメーターで契約している実態

数についてでありますが、給水区域内に27件ございます。取手市が17件、龍ケ崎市が7件、 牛久市が6件、利根町がゼロ件となっております。その中で、料金に関する問合せを頂い たのが6件ございます。

料金を一般家庭用として安価に抑えたいという相談に関しましては、物件ごとに改修費用や加入金が発生するか否かを調査し、その結果を説明しながら、個別メーター方式への切替えを御案内いたしました。以上となります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

〇10番 (伊藤悦子 議員)

伊藤悦子です。2回目の質問を行います。

契約水量のことなんですけれども、旧県西地域との統合によって、水道管の布設の状況でいつからというようなお話でしたけれども、もう既に昨年は1億3,000万で、令和2年度ですね。令和3年度の決算でも1億6,800万、これだけ余計に払っているんですよね。

水道料金の値上げがありました。皆さん本当に怒っています。使っていない分まで払っているということについては、今度の値上げの中で初めて分かった、とんでもないことだと、こういう声が多くあるわけです。

それで、水道管が通ってなくても、県の中で、その契約水量のこと何とかならないんでしょうか。これでいきますと、この先2年、3年長くなると、ますます節水状況も進みますと、この契約水量と実態使用量の差額は大きくなるわけですね。こういうことで水道料金値上げはとんでもないという声もありましたので、何とかここの努力をしていただきたいと思いますけれども、再度お答えをお願いします。

それと、共同マンションとの水道料金の設定のことなんですけれども、相談を受けた方は口径が30ミリです。30ミリですと、各従量の金額なんかもだんだんだんだん大きくなるわけですよね。

具体的に言いますと、先ほども言いましたが、従量の部分が大きくなると、自分たちが そんなに使っていないのに、現実に使っていないのにそれだけ倍近くなるということに対 して、この救済、本当に考えてほしいと思うんですけれども、その辺の救済事項について、 お考えをお聞きします。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

契約水量についてでありますが、県企業局とのこれまでの状況ですが、令和12年度を目

標としたものを、まず令和9年に変更し、来年度には配管の布設が、終了するというふうには聞いております。

ただ、減量するには、県西地区で使っていただける自治体が同じように更新を進めて受水を受けないと、その分についての減量ができないということです。これについては、県に対して、県西地区の方にも早いうちに県水に切り替えていただくように、再三お願いをしているというところです。早期の減量については、そのような形で県に対して要請をしているというところであります。

次に、マンションの親メーター方式と子メーター方式ということですけれども、やはり 今現状の大きなマンションというのは、基本的には個別のメーターで給水を行って、企業 団と契約をしています。

伊藤議員の今回の御相談者の方が多分古い建物で親メーター方式だと思うんですけれども、古い建物だといって個別のメーターの検針契約ができないということではなく、先ほどの答弁にもあったように、設備投資はオーナー様にしていただくことにはなりますけれども、まず子メーター方式にして、企業団との契約をしていただくように相手方に促していくということしか、救済措置はありません。御相談を受けた事案は、個別のメーターで検針ができるような状況になるのかどうかというのを、先方と話していきます。今のところ別の救済措置はありません。以上になります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

10番、伊藤悦子議員。

< 10番、伊藤悦子議員 登壇>

〇10番(伊藤悦子 議員)

まず、契約水量についてですけれども、県西のほうで早く受入れ体制をということもありますけれども、そうではなくて、全体として、お水はどこにでも行くようにはなっているわけですから、契約水量そのものを県のところで変えろということを強く言ってほしいなということを思いますので、その点については、県西と県南の問題ではなくて、全体としてその中で変える必要があるということについて、再度お答えをいただきます。

それと、共同住宅、マンションのことについてなんですけれども、例えばメーターを替えることについて、すごく費用がかかるんであれば、それを補助するような形とか、そうではなくて、確かに30ミリなんですけれども、20ミリとして使ったようなことができるのかどうかという点について、再度お答えをいただきます。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

伊藤議員の3回目の質問にお答えいたします。契約水量につきましては、そもそもこれだけの使用量を使いたいということを、要望をした経緯がありますので、それを使用量に応じて減量するということは、企業局としては、やはり誰かがそうした減量分を受け持たなくてはならないとうことですので、県西地区への融通をすることによって企業団の契約水量を減らしていくということを企業局に強く要請をし、早い時期に少しでも減らしていただくということを進めていきます。

次に、30ミリのメーターを20ミリのメーター料金にならないのかについては、現在メーターの口径別の料金体系になっております。30ミリで必要な水量のお客様に関しては、その30ミリの基本料金等を頂いていますので、実際に30ミリで使っているお客様に対して20ミリのメーターで請求するということは、不公平になりますので行えません。まずは、設備投資に費用がかかるかもしれませんけれども、親メーターでやっているところを各戸のメーターにしていただけるように、相談を受けたものに関して個別に対応したいと思います。したがいまして30ミリのメーターで使用しているものを、20ミリの料金体系に変えることはできません。以上答弁とさせていただきます。

〇石引礼穂 議長

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

〇11番(根岸裕美子 議員)

根岸裕美子です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず、料金改定の影響についてお伺いします。

この4月から料金が改定になりました。多くの世帯で値上がりしました。それに対する 利用者の反応について、お伺いします。

また、料金滞納の状況に変化があるかどうかをお伺いします。

次に、次回料金改定に向けてのスケジュールについてお伺いします。

今回の料金改定は、運営審議会から経営戦略プランで示した令和4年度に実施することが望ましいとの答申を受けており、また同じ答申の中に、料金算定期間については、用途別料金制から口径別料金制への移行による影響や、料金改定に伴う需要の変化に応じて見直しを行うことが必要であることから、令和8年度に、その間の需要の推移やその後の収支予測を考慮して見直しを行うものとするとの記述もございます。今後、令和8年度の料金改定を見据えて、協議会、審議会等の設置予定があるかどうかお伺いします。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、料金改定後の利用者の反応についてでありますが、利用者の皆様には、令和3年度の9月と3月の検針に併せて、全戸に料金改定のお知らせを配布いたしました。

料金改定のお問合せについては、企業団の水道施設老朽化の状況、安全、安心な水道供給のための37年ぶりの料金改定であることを説明し、一定の御理解を頂いたことや世界情勢の変化による物価高騰の現状などから、改定後の利用者様からのお問合せは想定より少ない状況でありました。

問合せ内容についてでありますが、他の公共料金も値上げしている中で、なぜ今、料金改定をするのかとの御意見、口径別料金に改定したことから、現行の使用口径からワンランク下げた口径変更などの問合せ、特に多かったのが、ふだん使用している水量で口径別従量制に改定した場合での請求金額の問合せでありました。また、少数意見ではありますが、施設更新が進み耐震化が図られ、安心との御意見もありました。

次に、料金滞納の状況でありますが、改定後の収納率は、前年度同様の状況であり、現 在のところ変化はありません。

次に、次回料金改定に向けてのスケジュールについて、協議会や審議会などの設置予定があるのかについてでありますが、今回の水道運営審議会におきましては、令和4年度から12年度の予測を踏まえた上で、令和8年度にもさらなる料金改定が必要であるとの答申がなされておりますので、現時点においては、改めて審議会を開催する予定はございません。

次回の料金算定におきましては、料金改定に伴う水需要や給水収益の影響、施設更新の 状況などについて分析を行い、再度実績に基づいて予測いたしますので、その内容を踏ま えて更新を検討してまいります。

更新につきましては、適切な時期に、議員の皆様や水道利用者の皆様に報告、周知を行ってまいります。以上であります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇>

〇4番(北島 登 議員)

日本共産党北島 登です。通告に従って、一般質問を行います。

まず、第1点目は、水道料金値上げの反響についてです。

市民からの意見、クレーム、どのようなものがあったのか。これは、今ほど同僚議員への答弁の中で内容については答弁がありましたので、省略して結構なんですが、ただ、件数がどのくらいあったか、これはぜひお聞きしたいので、よろしくお願いします。

それから、今年に入ってから、プーチンによるウクライナへの侵略戦争、そして日銀による異次元金融緩和によって、円安がどんどん進んでいる。そういう中で、燃料価格が上昇、電気、ガスの値上げが続き、さらに小麦の価格上昇、多くの食品が値上げされている、生鮮食品も高値が続いています。昨日のニュースで、ちょうどこれからおいしくなるスルメイカが1杯1,000円という値段がついたというニュースがありました。これまでの通常の4倍を超えるという値段ですね。理由は、ロシアとの関係悪化が原因のようですが、ほぼ連日、値上げのニュースがないことのほうが少ないという状況の下で、そういう中でも賃上げ、これが進まない。もう日本、30年近く賃金が上がっていない状態が続いています。これだけ物価が上がると、生活に苦しむ人がだんだん増えていっています。そういう中で、どうしても生活に欠かせない水、この値上げがやっぱり響いています、先ほどからあったように。ここで、たとえ一時的であっても、水道料金を値下げし市民の負担を軽減しようという、そういう考えはあるかどうか伺います。

それから次に、第2点目に、茨城県水道ビジョンで示された広域連携、これについてで す。

この中で、このビジョンの中で、統合に向けての研究会の開催ということが言われているようですが、実際、県水道ビジョン、これはわずか3回の審議会で答申が出されています。もう既に結論ありきでつくられている、形式的に審議会でやったんじゃないかと思われるような内容ですね。ネットで調べましたら、議事要旨という文書が、議事録とはとても言えないと思うんですが、議事要旨、出席者数そのほかあって、A4用紙1枚、どんな意見が出たかは、わずか10行から20行しか書いていない。そんなもので、あの百何十ページに及ぶビジョンが答申として出されてきている。本当にもうあきれましたね。そのビジョンの中で、1県1水道、茨城県全部を一つの水道事業者の運営にするというのが、大きな内容です。

そして、もう一つは官民連携、この官民連携も、言葉では官と民が協力するということでいいように聞こえますが、これは水道の民営化の道筋をつけることにつながりはしないかという危惧をしています。

そういう中で、この広域連携というのは、複数の水系があって、それから地形や気象条件も違う、これを画一的に事業統合することはとても適切なやり方とは思えません。統合に向けて研究会を開催するということだったんですが、今現在、何回ほど研究会が開かれ、その内容はどんなものだったのか教えていただきたい。以上です。

〇石引礼穂 議長

答弁を求めます。野友省男事務所長。

<野友省男事務所長 登壇>

〇野友省男 事務所長

北島議員の御質問にお答えします。

初めに、料金値上げについての反響の中で、どの程度の件数があったのかと。実はですね、正確なところは押さえてはいないんです。というのは、電話が取り次がれたときには、問合せなのか苦情なのかということではなくて、通常の料金改定に伴う問合せではない問合せも当然毎日ありますので、その中で継続して、話の中でどうなの、ああなのという御質問などはあったのはあったらしいんですけれども、現場サイドの報告ですと、一応200件くらいの御意見、お問合せというふうに業務課のほうでは押さえているということですので、ただ、正確な数字ではないということだけは、お願いしたいと思います。

次に、物価高騰による水道料金値下げについてでありますが、物価高騰対策については、 県及び市町において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、コロナ禍にお ける原油価格・物価高騰対応分を活用して様々な支援が行われていることから、当企業団 においては、水道料金の値下げを行うことは、現在のところは考えておりません。

次に、水道ビジョンが当企業団に与える影響についてでありますが、まず、県が示した 1県1水道の方針につきましては、30年後の2050年に向けて、県主導で県内水道事業の一 元化を目指して取り組んでいくということが示されております。

ただし、県内の水道事業における今後の在り方につきましては、個々の事業体の適切な調査、分析に基づいた検討を行った上で課題を抽出し、必要な対策を講じていくことが必要不可欠でありますので、他の事業体の運営状況が把握できていない現状におきましては、県内事業体の統合が必要であると結論づける段階にはないと考えております。

したがいまして、広域連携につきましては、今後の協議の中で、メリット、デメリット を正しく見極めながら判断していくことになりますので、県が示した方針が当企業団の運 営に直接的に影響を及ぼすことはないと考えております。

また、広域連携に関わる研究会の開催状況につきましては、今年4月に開催された市町村等水道担当課長会議において、当該会議をもって広域連携等に係る研究会の第1回全体会議とする旨、県より提案があり、了承されました。当該会議におきましては、今後の大まかなスケジュールについての確認と研究会の進め方についての方針が示されました。

また、その後、6月には当該研究会の県南広域圏地域部会が開催されておりますが、主な内容としましては、参加者の顔合わせと昨年度県が実施した大まかな現状分析についての説明となっており、今後の広域化に係る具体的な議論には至っておりません。以上であります。

〇石引礼穂 議長

答弁が終わりました。

これで北島登議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終了しました。

これで一般質問を終わります。

〇石引礼穂 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。 令和4年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。 御苦労さまでした。

午後 2時21分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和4年7月28日 茨城県南水道企業団議会 議長

会議録署名議員

議員 14番

議員 1番